

# 平成27年度学校給食運営計画

本庄上里学校給食組合  
本庄上里学校給食センター

## 1. 基本的な考え方

学校給食運営計画は、平成26年7月策定の「学校給食基本計画」及び平成26年12月策定の「学校給食基本計画実施計画」に基づいて、平成27年度における本庄上里学校給食センターの運営について定めるものです。

## 2. 重点的な取り組みについて

当センターでは、「学校給食基本計画」及び「実施計画」に基づき、「食を通して子供たちの心身の健全な育成を図る」という基本理念のもと、「安全でおいしい学校給食」を提供する環境づくりを行っていきます。

特に、平成27年度は、以下の施策を重点的に実施します。

### (1) 衛生管理の徹底

- 文部科学省で定めた「学校給食衛生管理基準」及びセンターで独自に定めた「本庄上里学校給食センター衛生管理マニュアル」に基づき、栄養士を中心とした衛生管理の徹底を図ります。
- ルミテスター等の検査機器を使用した定期的な検査を実施します。
- 衛生講習を開催し、職員の衛生意識の向上を図ります。
- 毎月の「衛生目標」を定めて、遂行に努めます。

### (2) 給食食材の安全の確保と地産地消の推進

- 安全でおいしい食材の確保と、地産地消の推進の観点から、JA等との連携を強化し、新鮮な地場産野菜を積極的に使用します。
- 情報収集による食材の安全確保に努めるとともに、給食の放射能検査及び細菌検査を引き続き定期的実施します。

### (3) アレルギー対応給食の充実

- 「アレルギー対応給食実施基準」に基づき、適切かつ確実な対応が取れるよう、組織的に取り組みます。
- 対応アレルゲンの拡充や危機管理体制の強化など、今後の充実を図るため、関係機関と連携し、アレルギー対応のための組織づくりを目指します。

### (4) 情報の発信

- 「給食だより」の充実を図るとともに、ホームページのコンテンツを活用した情報発信に努めます。また、学校や保護者との意見交換を活発に行い、給食センターをより身近に感じられる環境づくりを推進します。
- 校外学習やPTA活動等による給食試食会や施設見学会を奨励するとともに、住民を対象とした給食試食・施設見学会も積極的に開催し、給食センターへの理解と親しみを深めていただけるよう努めます。

(5) 給食完食の推進

○「一汁二菜」を基本とした献立の工夫や、食に関する指導を通して、給食の食べ残しを減らす取り組みを行います。

(6) 学校給食費の未納防止

○学校給食を円滑に運営するためには、給食費の適正な納付が不可欠であることから、平成25年度に導入した学校給食申込制度を継続するとともに、学校との連携強化により、未納防止に取り組めます。

3. 学校給食運営基準について

(1) 給食センターの年間稼働日数及び各学校における年間給食日数について

平成27年度の稼働日数： 195日

平成27年度の給食日数： 188日

※ 平成27年度の稼働日数は、195日となっております。このうち給食を提供しない日(以下「除外日」という。)を各学校の行事日(開校記念日、校外学習、卒業式、運動会(振替日)等)に合わせて設定します。

本庄市の中学校については、除外日を7日間、上里町の小・中学校については、平成28年1月8日を除外日とするため、このほかに6日間、本庄市の小学校については、平成27年8月28日、8月31日、9月1日、及び平成28年1月8日を除外日とするため、このほかに3日間、除外日を設定します。

このため、各学校における年間給食日数の上限は188日となります。

平成27年度の稼働期間：

第1学期： 平成27年 4月10日(金)～平成27年 7月16日(木)

4月	5月	6月	7月	計
14日	18日	22日	12日	66日

※小学校第1学年の第1学期の給食開始は、4月15日(水)からとなります。

第2学期： 平成27年 8月28日(金)～平成27年12月22日(火)

8月	9月	10月	11月	12月	計
2日	19日	21日	19日	16日	77日

※本庄市の小学校については、9月2日(水)からとなります。

第3学期： 平成28年 1月 8日(金)～平成28年 3月24日(木)

1月	2月	3月		計
15日	20日	17日		52日

※小学校については、1月12日(火)～3月23日(水)となります。

※上里町の中学校については、1月12日(火)～3月24日(木)となります。

※中学校第3学年の3月の給食は、1日(火)～14日(月)までとなります。

(2) 学校給食費実費徴収金について

過去5年間の給食提供実績及び食材費の推移を考慮しながら、平成27年度の給食日数をもとに、給食の食材費の年間総額を試算したところ、平成27年度の年額給食費については、平成26年度の年額給食費を据え置くこととします。

①年額給食費と月額給食費

小学校 児童、教職員

年額 42,990円 ・ 月額 3,900円 (4月分のみ 3,990円)

中学校 生徒、教職員及び給食センター職員

年額 53,170円 ・ 月額 4,830円 (4月分のみ 4,870円)

②月額給食費の特例

(牛乳の飲用をしない者)

小学校 児童、教職員

月額 3,020円 (4月分のみ 3,090円)

中学校 生徒、教職員及び給食センター職員

月額 3,730円 (4月分のみ 3,740円)

(牛乳のみ飲用する者)

小学校 児童、教職員

月額 880円 (4月分のみ 890円)

中学校 生徒、教職員及び給食センター職員

月額 1,100円 (4月分のみ 1,120円)

③給食費納入期限

平成27年度の給食費納入期限は下記のとおりとします。

4月分	4月30日	8・9月分	9月30日	1月分	1月29日
5月分	5月29日	10月分	10月30日	2月分	2月29日
6月分	6月30日	11月分	11月30日	3月分	3月31日
7月分	7月31日	12月分	12月28日		

④日割計算と日額給食費

○日割計算

児童・生徒の転入、転出等の場合は、転入・転出日より給食回数を計算し、日割計算いたします。

病気その他を事由とする場合は、給食センターが給食を停止できた日から起算して連続5日以上に及んだ日数分を日割計算いたします。

中学校第3学年の3月分について、日割計算いたします。

○日額給食費

小学校 児童、教職員 日額 225円

中学校 生徒、教職員及び給食センター職員 日額 280円

⑤日額給食費の特例

(牛乳の飲用をしない者)

<u>小学校 児童、教職員</u>	<u>日額 173円</u>
-------------------	----------------

<u>中学校 生徒、教職員及び給食センター職員</u>	<u>日額 215円</u>
-----------------------------	----------------

(牛乳のみ飲用する者)

<u>小学校 児童、教職員</u>	<u>日額 51円</u>
-------------------	---------------

<u>中学校 生徒、教職員及び給食センター職員</u>	<u>日額 64円</u>
-----------------------------	---------------

⑥管内転校の特例

原則として、転校先の学校での給食費の徴収・納入となります。

関係学校間の協議により、一方の学校が他方の学校が徴収すべき額を含めて徴収することもできます。

⑦学級閉鎖及び学校閉鎖時の取扱い

学級閉鎖及び学校閉鎖等の突発的な給食の停止についても給食費の徴収はさせていただきます。

ただし、閉鎖期間が長期に及ぶ場合は、「日割計算」の規定を適用できる場合があります。

4. 学校給食運営計画の変更について

給食費・給食日数等の計画を変更する場合は、教育委員会においてその都度協議いたします。